

# 用語の定義

## 1. 職業紹介関係

### (1) 一般関係

#### ① 雇用形態

##### イ. 一般

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

##### ロ. 常用

雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4ヶ月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。

\* 臨時・日雇名義であっても雇用期間が4ヶ月以上の者、或いは雇用期間が4ヶ月未満であっても雇用契約が反復更新され、継続して雇用されることが予定される場合は常用とみなす。

##### ハ. 臨時・季節

臨時とは、雇用契約において1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは季節的な労働需要に対し就労するもの、又は季節的な余暇を利用して一定期間を定めて就労するものをいう。この場合の期間の定めは、4ヶ月未満、4ヶ月以上の別を問わない。

##### ニ. パートタイム

1日、1週間又は1ヶ月の所定労働時間が当該事業所において、同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間に比し短いものをいう。

##### a 常用的パートタイム

雇用期間の定めがないか、又は4ヶ月以上の雇用期間によって就労するパートタイムをいう。

##### b 臨時的パートタイム

1ヶ月以上4ヶ月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労するパートタイムをいう。

##### c 日雇的パートタイム

日々雇用されるか、又は1ヶ月未満の雇用期間を定めて就労するパートタイムをいう。

#### ② 求職・就職

##### イ. 前月から繰越された有効求職者数

前月末現在において、求職票の有効期間が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

##### ロ. 新規求職申込件数

期間中に安定所で新たに受け付けた求職申し込みの件数をいう。

##### ハ. 月間有効求職者

「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数

をいう。

ニ. 紹介件数

求職者と求人との結合を図るため、自安定所で紹介した件数（他安定所で受理された求人への紹介を含む。）をいう。

ホ. 就職件数

自安定所の有効求職者が、安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。

ヘ. 他県への就職件数

就職先事業所の所在地が、自都道府県の管轄区域外にある場合の就職件数をいう。就職した求職者の住所の如何を問わない。

ト. 雇用保険受給者の就職件数

基本手当に係る受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に、安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

③ 求人・充足

イ. 前月から繰り越された有効求人数

前月末日現在において、求人票の有効期間が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。

ロ. 新規求人数

期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。

ハ. 月間有効求人数

「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

ニ. 充足数

自安定所の有効求人が、安定所（自安定所以外の安定所を含む。）の紹介により求職者と結合した件数をいう。

ホ. 他県からの充足数

都道府県地域を超える広域職業紹介による充足数で、他県の安定所から通報により就職を確認したもの。又は自安定所の有効求人にも他県で居住する自安定所の求職者を充足させたものをいう。

ヘ. 求人倍率

求職者に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得たものと、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たものの2種類がある。

ト. 就職率

求職者に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して算出したものをいう。

チ. 充足率

求人数に対する就職件数の割合をいい、「就職件数」を「新規求人数」で除して算出したものをいう。

## (2) 新規学卒関係

学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校の新規卒業（予定）者（専攻科、別科を除く。）及び特殊教育の新規卒業（予定）者の常用就職に係る取扱数をいう。

\* 新規学卒者 - - - 卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校（職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校）において取り扱ったものをいう。

\* 定時制卒業予定者も対象となる。

## 2. 雇用保険関係

### (1) 離職票提出件数

失業給付を受けようとする者が安定所に出頭して離職票を提出した件数をいう。

### (2) 受給資格決定件数

安定所が、受け付けた離職票を審査し、受給資格があると決定した件数をいう。

### (3) 初回受給者

同一失業給付の受給期間内において、当該給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

### (4) 個別延長給付

一定の基準により就職が困難であると認められたものに対する基本手当の延長給付をいう。

### (5) 訓練延長給付

公共職業訓練等（訓練期間が政令で定める期間を超えるものを除く。）を受ける者に対する基本手当の延長給付をいう。

### (6) 受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

### (7) 給付延日数

所定給付日数内に給付を行った基本手当の延日数をいう。

### (8) 給付制限件数

受給者が職業紹介又は公共職業訓練等を拒否したこと、重責解雇されたこと又は自己都合により退職したこと等により一定の期間求職者給付の支給を停止した件数をいう。

### (9) 雇用保険被保険者手帳

日雇労働被保険者に交付する被保険者手帳をいう。この手帳により、印紙保険料の納付、日雇労働求職者給付金の支給等が行われる。

### (10) 日雇給付金

日雇受給資格のある日雇労働被保険者が失業した場合に、失業の認定を行った上で支給する給付金をいう。

### 3. 諸比率の算出方法

- ・ 求人倍率  $= \frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \quad (\text{倍})$
- ・ 就職率  $= \frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \times 100 (\%)$
- ・ 紹介率  $= \frac{\text{紹介件数}}{\text{月間有効求職者数}} \times 100 (\%)$
- ・ 充足率  $= \frac{\text{充足数}}{\text{月間有効求人数}} \times 100 (\%)$
- ・ 完全失業率  $= \frac{\text{完全失業者数}}{\text{労働力人口}} \times 100 (\%)$
- ・ 新規求職者中に占める中高年齢者の割合  $= \frac{\text{中高年新規求職申込件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100 (\%)$
- ・ 新規求職対前年同月増減率  $= \frac{\text{当月新規求職申込件数}}{\text{前年同月新規求職申込件数}} \times 100 - 100 (\%)$
- ・ 受給率  $= \frac{\text{受給者実人員}}{\text{被保険者数} + \text{受給者実人員}} \times 100 (\%)$